

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月22日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿



提出者

住 所

大分市大字中戸次4463-1

氏 名

ANA I 株式会社

代表取締役 穴井 繁敏

電話番号

097-597-0606

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ANAI株式会社
事業場の所在地	大分市大字中戸次4463-1
計画期間	令和4年 4月 1日～令和5年 3月31日

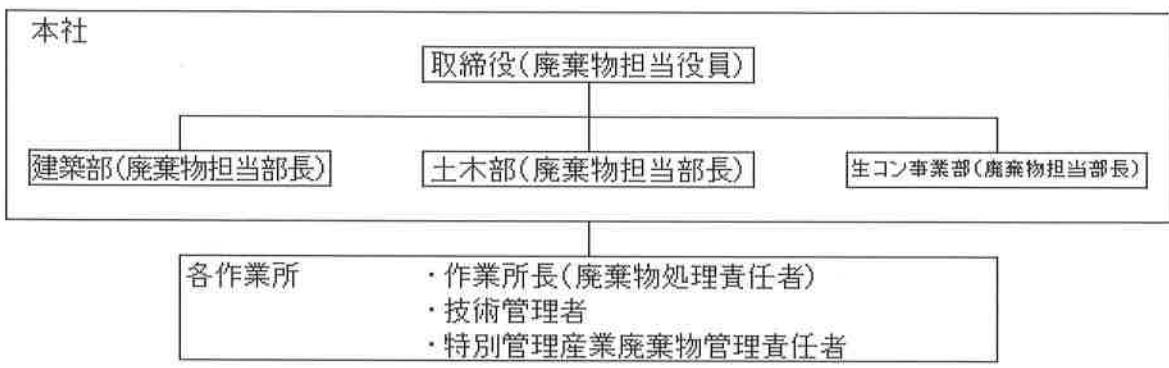
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	資本金 30,000,000円
③ 従業員数	41人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類 ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生材・焼却・埋立 紙くず ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生紙・焼却 木くず ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ チップ（燃料用） 繊維くず ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生材・焼却 金属くず ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生材 ガラスくず及び陶磁器くず ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生材・埋立 鉱さい ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生材・埋立 がれき類 ⇒ 中間処理業者に破碎委託 ⇄ 再生碎石・再生合材・埋立

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物管理組織

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排 出 量	30,692.80 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	① 廃棄物の発生抑制を考慮した工事方法を採用する。 ア、工場で建築資材を加工し、現場での端材の発生を抑制する。 イ、鉄筋コンクリート等構造体型枠の材質を木製から鋼製に変更 し、繰り返し使用する。 ② 施工材料の搬入数量を適正に管理する。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	10,000 t	t
(今後実施する予定の取組) 建設廃棄物の再生利用を図るため、再生処理施設への搬出徹底			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 作業所内での分別を推進し、低減を図る。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設廃棄物の再生利用を図るための分別を徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和3年度 ） 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙通り	
	全処理委託量	30,692.80 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	30,692.80 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 建設廃棄物の再生利用を図るため中間処理施設を使用し、 中間処理・再利用を促進してきた。			

【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	10,000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	10,000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組) より一層、再生利用を図るため、作業所内での分別を促進し 中間処理施設への委託を行う。		
※事務処理欄		

